

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年6月18日

群馬県 契約担当者 群馬県知事 山本 一太

1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 単独公共 単独街路事業（計画調査）
前橋クリエイティブシティ 地元合意形成等支援業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、「県庁～前橋駅」間を対象とした道路空間の再編（トランジットモール化を含む）に向け、沿道住民・事業者との合意形成を段階的に支援するとともに、将来的な道路空間・広場等の利活用および運営を担うエリアマネジメント組織の構築を見据えた検討を行うことを目的とする。
- (3) 履行期限 令和9年3月25日

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項の規定に基づく群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
なお、(2)、(3)においては、営業の譲渡を受けた者で、営業を譲渡した者が、入札参加制限、指名停止措置等を受けていた場合は、それらの措置を引き継ぐものとする。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税の滞納をしている者でないこと。
- (6) この技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 国内に事業所を置く事業者であること。
- (8) 平成28年度から令和7年度に完了した「同種又は類似業務」の実績があること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者（企業）の経験及び能力
 - ・建設コンサルタント登録（群馬県建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿における「都市計画及び地方計画」部門）
 - ・平成28年度から令和7年度に完了した同種又は類似業務の実績の内容（過去10年間）
 - ・平成28年度から令和7年度に完了した業務の表彰経験の有無（過去10年間）

(2) 配置予定技術者の経験及び能力

- ・技術者資格、その専門分野の内容
- ・平成28年度から令和7年度に完了した同種又は類似業務の実績の内容（過去10年間）
- ・平成28年度から令和7年度に完了した業務の表彰経験の有無（過去10年間）
- ・手持ち業務金額及び件数

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

- ・技術者資格、その専門分野の内容
- ・平成28年度から令和7年度に完了した同種又は類似業務の実績の内容（過去10年間）
- ・平成28年度から令和7年度に完了した業務表彰経験の有無（過去10年間）

(2) 評価テーマに対する技術提案の的確性・妥当性

- ・県庁～前橋駅における道路空間再編の理念・将来像について
- ・関係者調整・合意形成について
- ・各種環境への配慮・エリアマネジメント組織の構築について

5 手続等

(1) 担当部局

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県 県土整備部 都市整備課 都市プロジェクト推進室 事業推進係

電話：027-226-3840

FAX：027-221-5566

電子メール：creative-city@pref.gunma.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所、方法

交付期間：令和8年6月18日（木）から令和8年7月1日（水）まで

交付場所：（1）に同じ。（説明書及び様式については群馬県入札情報公開システム・群馬県ホームページよりダウンロード可能。）

交付方法：説明書は、無料配布とする。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和8年7月1日（水）16時

提出場所：（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）、若しくは電子メールによること。

(4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和8年7月29日（水）16時

提出場所：（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）、若しくは電子メールによること。

6 その他

- (1) 契約保証金 納付すること。ただし、群馬県財務規則に定めるところにより、

利付き国債の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 詳細は業務説明書による。